

＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：

午前10時00分開議

○議長（山本 徹）ただいまから本日の会議を開きます。

＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：

報 告

○議長（山本 徹）日程に入るに先立ち、御報告を申し上げます。

御承知のとおり、同僚であります渡辺守人議員には、昨日、午前10時46分に逝去されました。誠に痛惜の極みでございます。この際、渡辺守人議員の御冥福をお祈りするため、議会として1分間の黙禱をささげたいと思います。

御起立願います。

〔全員起立〕

○議長（山本 徹）黙禱。

〔黙禱〕

○議長（山本 徹）黙禱を終わります。着席願います。

＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：

故渡辺守人議員に対する追悼の辞

○議長（山本 徹）この際、亡くなられた渡辺守人議員に対して、県議会を代表して、私から追悼の言葉を申し上げたいと存じます。

〔議長退席、副議長着席〕

〔山本 徹議長登壇〕

○議長（山本 徹）追悼の言葉。

昨日、不帰の人となられました渡辺守人さん、今、目にしみるような純白の花に飾られ、さきの6月定例会まで元気な姿で着席しておられましたあなたの議席を眺めつつ、富山県議会を代表して追悼

の言葉を申し上げます。

あなたは、平成15年4月、地域住民の大きな衆望を一身に担われて、富山県議会議員に初当選され、以来、連続6期22年の長きにわたって、県政の発展と住民福祉の向上に全身全霊を傾けて精励されてこられました。

この間、富山県議会議長、副議長、議会運営委員長、経営企画委員長、総合交通対策特別委員長などの要職を歴任され、「21世紀を担う子供たちのために」の信条の下、県政の各般にわたる重要課題に情熱を持って取り組まれるとともに、議会の適正かつ円滑な運営に貢献されるなど、常に議会の中心的存在として県政の発展に偉大な足跡を残されたのであります。

とりわけ、北陸新幹線の整備促進に積極的に取り組まれたほか、がん対策推進条例や議会基本条例の制定をはじめ、消防体制の充実強化、G7教育大臣会合の誘致など、実に多くの分野にわたり際立つ活躍をしてこられました。

中でも、議会基本条例の制定に際しましては、議会基本条例制定検討会議の委員長として、各会派の意見集約に尽力され、県民の負託に応え続ける県議会、県民に開かれた県議会など、公平で公正な本県議会の進むべき方向性を明確に示されました。

能登半島地震からの復旧・復興をはじめ様々な課題を乗り越えて、富山県政がこれから大きく飛躍しようとするこのとき、今後ますますあなたの手腕、力量に期待するところ誠に大なるものがありました。しかるに今、不帰の人となられ、とわの旅路につかれましたことは、誠に惜しみて余りあるものがあります。私たち県議会議員一同、ひとしく痛惜の念にたえないところであります。

この上は、議員一同、あなたが愛してやまなかったふるさと富山県のさらなる発展に力を尽くしてまいることをお誓い申し上げる次第であります。

ここに、あなたの在りし日の面影をしのび、その御功績をたたえるとともに、謹んで哀悼の誠をささげ、ひたすら御冥福をお祈り申し上げます。

令和6年9月19日、富山県議会議長山本徹。

〔副議長退席、議長着席〕

○議長（山本 徹）次に、知事から弔意を表するため発言を求められておりますので、これを許します。

新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）故渡辺議員に対する追悼の言葉を述べさせていただきます。

富山県議会議員渡辺守人さんが、昨日、忽然として逝去されました。さきの6月定例会においても、お元気そうなお顔を拝見していただだけに、突然の訃報に接し、誠に痛惜の極みというほかありません。私の知事選立候補の決意をお伝えするために、御自宅でお会いしたのが最後となりました。

これまでも、この本会議場で、県政の重要課題について熱心に議論したことが思い起こされ、人の世の無常を改めて痛切に感じたところであり、ここに心から哀悼の意を表します。

渡辺さんは、平成15年4月、富山県議会議員に当選されました。以来、連続6期22年の長きにわたり在職され、「21世紀を担う子供たちのために」を信条に、経営企画など3つの常任委員長、総合交

通対策特別委員長、総合交通・県土強靱化特別委員長、議会運営委員長、富山県議会議長をはじめ、自由民主党富山県連総務会長など多くの要職を歴任されました。

この間、徹底したリアリズムの下、富山県政にとって何が今大切か、全体最適は何かをお考えになり、持続可能な地方税財政の確立、公共交通やまちづくり、私学の振興など、県政の重要課題の進展に御尽力いただいたところです。

また、消防、スポーツなど、多くの分野での会長職などを務められ、富山県の発展に御貢献いただきました。

平成4年、渡辺さんが高岡青年会議所の理事長だったとき、私は富山青年会議所の理事長で、互いに若き日に富山県の将来について熱く議論を交わしたことが懐かしく思い起こされます。

知事就任後は、知事と県議会議長として、アメリカ・オレゴン州やベトナムの2回の海外出張に同行するほか、G7教育大臣会合の誘致など、富山県の発展のために共に仕事ができ、また新米の私を支えていただいたことは、私にとってかけがえのない財産です。

このように、渡辺さんは、卓越した識見と誠実かつ気さくで明るい人柄から、議会はもとより各界から厚い信頼を集め、中央政界にも独自の幅広い人脈を築いておられた方でした。

国、地方を通じて様々な困難な課題がある中で、本県においては、能登半島地震からの復旧・復興に取り組むとともに、未来に向けた新しい富山県の創造に向け全力を尽くしているところです。

このような重要な時期こそ、渡辺さんには、県政にとって今後とも大きな役割を担っていただくことを御期待申し上げていただけない、誠に残念でなりません。渡辺さんが強く実現を目指しておられた県

政の多くの課題につきましては、議員各位とともに、その実現に努力することをお誓い申し上げます。

ここに、富山県民を代表し、生前、長年にわたり地方自治の進展にお尽くしいただきました御功績と御労苦に対しまして、深甚なる敬意と感謝の意を表しますとともに、心から御冥福をお祈り申し上げます、追悼の言葉といたします。

令和6年9月19日、富山県知事新田八朗。

＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：

○議長（山本 徹）これより本日の日程に入ります。

＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：＝：

#### 県政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑

○議長（山本 徹）日程第1、県政一般に対する質問並びに議案第108号から議案第127号まで及び報告第13号から報告第18号までを議題といたします。

これより、各議員による県政一般に対する質問並びに提出案件に対する質疑を行います。

通告がありますので、順次発言を許します。

立村好司議員。

〔9番立村好司議員登壇〕

○9番（立村好司）突然の訃報に、残念で悲しい思いを抱えた中での一般質問となりました。渡辺先生とは、経営企画委員会、そして会派の政調部会で御一緒させていただきました。いつも優しく、温かく、的確な助言をしてくださいました。もっともっといろいろな教を請いたかったのに、返す返すも残念でなりません。御冥福を心からお祈り申し上げ、富山県発展のために御尽力された渡辺先生の思

いも胸に、以下、質問に入らせていただきます。

初めに、災害対策について3点、まずは防災士の活動への支援についてお伺いします。

昨年の豪雨災害、そして元日に発生した能登半島地震など大規模災害が相次いだこともあり、県民の防災意識は高まっています。県の防災士養成研修に申し込んだけれども、定員オーバーで受け付けてもらえなかったという声を聞いていたところですが、県当局にもそういった声が届いたのでしょう。今定例会において、防災士養成研修を2回追加し、数として240人の増員を図るための補正予算案が上程されております。

防災士の増員は歓迎するものであります。しかし今でも、防災士研修を終えたが何をすればいいか分からないといった声があるのも事実であります。私はこれまでも、防災士を地域の自主防災組織のリーダーに据える仕組みづくりに市町村と連携して取り組むべきことなどを、県当局に提言してきたところです。

その提言とも関連しますが、防災士を孤立させることなく、また活動の好事例を横展開していくためにも、防災士会といった組織の設立や、当該組織への加入を促すための支援策を講じるべきと考えますがどうでしょうか。

現状では、県の防災士会は存在しますが、市町村域での防災士組織は未結成のところがあり、結成されているところでも、防災士の加入数や活動の状況には差があるというふうに聞いております。県全体を網羅する体制を整え、防災士が加入することにより、防災士活動の充実、ひいては県全体の防災力の向上が期待できると考えます。武隈危機管理局長の所見をお伺いいたします。

次に、県庁の防災管理体制についてお伺いします。

先日、経営企画委員会の県外行政視察で熊本県に行ってきました。平成28年の熊本地震では甚大な被害が生じました。熊本県では、単に元の姿に戻すだけでなく創造的な復興を目指すといった考えの下、着実に復旧そして復興の道を歩んでおられ、本県としても学ぶべき点は大いにあると思っております。

その1つとして、大規模災害発生時の対応のエクスパンド力の保持といったお話がありました。具体的には、熊本県庁では現在、危機管理業務従事者を、異動後5年間は大規模災害時の応援職員として人事課にて登録し、在籍時の勤務内容に応じたチームの一員として位置づけているとのことでありました。

また、国においても、関係省庁の防災部局職員や経験者1,000人超を事前にリスト化し、平時から訓練や研修を行い大規模災害に備えることが検討されております。

さらに、先ほど触れましたが、防災士研修の拡充が今定例会の補正予算案で上程されているところ、拡充する受講者枠に県職員枠を20名設けることとされており、防災部局の職員が主になると想定されますが、そういった人材の活躍がぜひとも期待されるところであります。

そこでお伺いします。本県においても、防災部局在籍職員を、異動後の一定期間、大規模災害時の応援職員として位置づけ、防災組織体制に組み込むことにより災害対処能力の維持強化を図るべきと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

次に、熱中症対策についてお伺いします。

今年も記録的な猛暑となりました。9月になっても暑さは続いて

います。私は、この夏の猛暑は既に災害の域に達しており、早急に対策を講じるべき課題であると思います。

今年4月に改正気候変動適応法が施行され、熱中症特別警戒アラートの運用やクーリングシェルターの指定などが開始され、県では、サンドボックス予算でこうした新たな仕組みを周知する方法を検討されていますが、周知だけでは不十分であり、もっと踏み込んだ対策が必要と考えます。

例えば、熱中症特別警戒アラートが発表された際には、企業にはテレワークの検討、県民にはイベントや農作業の中止あるいは延期、そういったことを呼びかけることなどを内容とする熱中症危機対応指針といったものを策定し、市町村や関係機関と連携して取り組むべきと考えますが、竹内生活環境文化部長の所見をお伺いいたします。

次に安全・安心な暮らしの確保について、まずは交通安全対策について2点お伺いします。

警察庁のまとめによれば、今年度上半期の自転車走行中の携帯電話使用、いわゆるながら運転での死亡・重傷事故は、前年同期の8件から18件と2倍以上となり、交通事故全体の件数が減少傾向にある中で、自転車が当事者の事故については、これも件数は減少するも交通事故全体に占める割合は増加しており、警察庁は近年、自転車の交通事故対策に力を入れています。報道によれば、県内でも自転車が絡む事故の件数は、昨年は271件と過去5年で最も多かったとのことでもあります。

こうした状況にあって、改正道路交通法が11月から施行され、自転車走行中の携帯電話の使用、酒気帯び運転が新たに罰則の対象と



なります。このことについて、県民への周知が十分に行き届いていると言えるでしょうか。

先日、ある会合で御挨拶の機会を頂いた際に、11月から自転車走行中の携帯電話の使用、酒気帯び運転が、新たに罰則の対象となることを御存じかと挙手を願ったところ、60人ほどの参加者がおられました。手を挙げられた方は半数にも至りませんでした。

そこでお伺いします。来る11月から施行される改正道路交通法の内容の周知に今後どのように取り組んでいかれるのか、高木警察本部長にお伺いいたします。

次に、私は昨年12月の予算特別委員会において、当時の石井警察本部長に対し、車両の横断歩道での一時停止率の向上に向けた取組についてお伺いしたところ、本部長からは、ドローンを活用した取締りも視野に入れ交通違反の取締りを徹底する方針であるといった旨の答弁があったところです。

パトカーでの取締りは、駐留場所の確保が困難な狭い道路などでは限界があると思います。今年の4月、全国初の取組として、パトカーにドローンを積載して警戒活動を行うドローンパトロール隊が県警の機動警ら隊内に新設されたところですが、ドローンを活用した交通違反の取締りの実施に向けた現在の状況について高木本部長にお伺いいたします。

次に、福祉施策について3点、まずは介護施設の人材確保についてお伺いします。

深刻化する介護施設の人材確保のために、県では様々な施策を講じています。高齢者が介護助手になるためのマッチング支援や、今年度からは外国人材のマッチング支援、地域の介護人材の掘り起こ

しなどを行っています。これらの事業ですが、委託先などが異なることから、有機的に連携を図り効果を生み出していく必要があると思います。

今後、介護現場の人材不足を補っていくためには、周辺施設の地域住民の協力、支援が重要になると考えます。例えば、掃除や食事の配膳といった専門的な業務以外の周辺業務について、隙間時間になら手伝えるといった方が、施設に直接事前に登録し、施設側がそれに応えるといったことなどが考えられます。

そこでお伺いします。地域社会に役立ちたいと思っている高齢者をはじめ地域の人材を巻き込んで、介護施設を地域で支える仕組みを構築していくことが重要と考えますが、今後どのように取り組んでいくのか有賀厚生部長にお伺いいたします。

次に、生活保護についてお伺いします。

折しも昨日、生活保護に関する番組が放映されたところであります。先日、私は被保護者の方のお話を伺いました。内容は車の保有に関することが中心だったのですが、いろいろ気になることがありまして、現行の生活保護基準を調べてみました。

保護基準の中で驚いたのが、当初からエアコンを持つ世帯が、エアコンの修理あるいは買換えを希望しても、当該費用は支給されないこととされています。この場合は貸主に修理、買換えを依頼するか、自己所有のものであれば、生活保護費の中で工面して対応しなければいけません。先ほども述べましたが、昨今の猛暑は災害とも言えるものです。健康で文化的な最低限度の生活の保障に、エアコンは必要であると考えます。

生活保護事務については、平成12年の地方分権一括法の施行によ

り機関委任事務から法定受託事務に分類され、国の包括的指揮監督権は廃止されましたが、是正の指示や代執行といった強い関与が残っており、実質的に地方の裁量は拡大していません。

そこでお伺いします。当該支給基準の緩和を国に対し強く働きかけるなど、生活保護世帯に寄り添った対策を講じるべきと考えますが、本県における新規の生活保護申請数、被保護世帯数の動向と併せて有賀部長にお伺いいたします。

次に、刑法改正を受けての青少年健全育成条例の対応についてお伺いいたします。

昨今、インターネット利用者の低年齢化が進み、SNSを通じて知り合った相手と面会し性的被害に遭う事例をよく耳にするところでもあります。そういった若年者に対する性加害を抑止するために、昨年7月に施行された改正後の刑法では、わいせつ目的で16歳未満の子に金銭の提供を約束するなどして面会を要求することなどを禁じる面会要求等の罪——以下「面会要求罪」と言いますが、そういった罪が新設されたところです。

ところが、16歳及び17歳の子は、この面会要求罪の保護対象外となっています。刑法改正の審議の際には、未成年者、つまり18歳未満の者を保護対象とすべきとの意見があったところ、刑法全体としての法体系を考慮した結果、16歳未満となったものです。

刑法全体としての法体系、具体的に言えば、新設された面会要求罪は、不同意わいせつ罪、不同意性交罪の予備罪的な位置づけであるとされるところ、本体罪である不同意わいせつ罪、不同意性交罪の保護対象については、今回の改正により13歳未満から16歳未満としたことから、面会要求罪も16歳未満を対象とすることとされたも

のです。この状態をこのまま放置してもよいのでしょうか。

富山県青少年健全育成条例では、青少年を18歳未満の者と定義した上で、第15条第1項において、「何人も、青少年——つまり18歳未満の者です——に対し、みだらな性行為又はわいせつな行為をしてはならない。」と規定し、違反した者に対する罰則が設けられています。つまり、改正後の刑法の本体罪である不同意わいせつ罪、不同意性交罪では保護対象外となっている16歳及び17歳の子は、この健全育成条例によって保護されることになるのです。

しかし、現行条例では面会要求罪に係る規定が存在しないことから、このままだと面会要求罪については、16歳及び17歳の子は保護対象外のままです。

そこでお伺いします。青少年健全育成条例を改正し、16歳及び17歳の子も面会要求罪の保護対象とすべきと考えますが、知事の所見をお伺いいたします。

次に治水対策について2点、まずは報償草刈制度についてお伺いします。

県管理河川の堤防等の草刈りを沿川の町内会等に依頼する報償草刈制度において、県では今年度、遠隔操作ができる高性能草刈り機の貸出しを試行されました。利用団体からは大変好評で、もっと利用頻度を増やしたいという声を聞いております。ただ、今年度の台数は県内で7台と聞いており、利用団体の要請に応えるには心もとない限りです。

県管理河川の延長約1,500キロメートルの3分の1の区間で行われている報償草刈りですが、受け手である町内会等の地域団体は、決して十分とは言い難い報償費で、高齢化の進行により担い手の確

保に苦勞しながらも奉仕の精神で取り組んでおられるところであり、県は最大限の支援をすべきであると考えます。

そこで、高性能草刈り機について、来年度以降はもっと貸出台数を増やすべきと考えますが、今年度の貸出状況と併せて金谷土木部長にお伺いいたします。

次に、いわゆる内水氾濫への対応についてお伺いします。

婦中町速星地区及び鶴坂地区では、近年多発するゲリラ豪雨等を起因とする内水氾濫による住宅への浸水が相次ぎ、住民は苦悩しています。地元の自治振興会長など有志の皆さんは、対応策を考えるに当たり、まずは水の流れを把握しようと、県や市あるいは地元のことをよく知る高齢者、建設業者などに聞き取り調査を行われましたが、全容解明には至りません。

例えば、道路下に排水管が埋設されていますが、いつ、誰が布設したものなのか分からない。よって、どの行政機関に、相談あるいは調査、改修要望すればいいのかも分からないといった状況です。

近年、宅地化が進んだ地域では、同じような問題を抱えているところもあるだろうと推察するところでもあります。水の流れを把握し、地元と情報を共有することで、地元住民による自発的な対応も期待できるのです。

県内全域を調査せよと言っているわけではありません。内水氾濫が頻発する箇所は県も把握しているはずですが、まずは、当該周辺の水の流れ、埋設されている管の管理者などを調査、特定し、その情報を地域住民と共有し、解決策を検討していく必要があると考えますが、金谷部長の所見をお伺いいたします。

次に、富山空港及びその周辺施設の活性化について3点、まずは

文化・スポーツ施設の予約システムについてお伺いします。

今年度の新規事業として、クラウド型の文化・スポーツ施設の共通予約システムを、県と希望する市町村とで共同調達することが予定されています。システムの導入により、空き状況の把握や利用申込み、キャッシュレス決済など、利用者の利便性向上が期待されるところであります。

来年度から富山市の総合体育館が改修工事により使用不能となることから、富山グラウジーズのホームとして県総合体育センターの使用が見込まれるところ、これまで同センターを利用してきた方が困る事態が想定されますが、この予約システムが稼働すれば、代替施設の空き状況の把握や予約申込みが可能になることから、早期の導入が望まれるところであります。

そこで、文化・スポーツ施設の予約システムの進捗状況について、共同調達に参画見込みの市町村数と併せて竹内生活環境文化部長にお伺いいたします。

次に、富山空港と羽田空港とを結ぶ東京便についてお伺いします。

今年に入って、太平洋側の大動脈である東海道新幹線の運休が相次ぎました。7月には東海道新幹線の保守用の車両同士が衝突して脱線し、終日、浜松駅と名古屋駅の間で運転を取りやめました。先月には、台風10号の影響で3日間、三島駅と名古屋駅の間で上下線で計画運休となりました。

いずれのケースでも、代替路線となった北陸新幹線が大変混雑する事態となりました。では、北陸新幹線が動かなくなった場合、県民への影響はどうか。思い出されるのは、令和元年10月の台風19号の影響により長野新幹線車両センターが浸水し、多数の新幹

線車両が水没、北陸新幹線の全線運転再開まで約2週間を要しました。この間、ANAの富山空港と羽田空港を結ぶ東京便は、臨時便の運航、機体の大型化などにより、多くの県民の移動を助けてくださいました。東京便は本県にとって極めて大切な路線なのです。

令和2年からの新型コロナの感染拡大に伴いANAの経営が急速に悪化、全国的に運休あるいは減便といった対応がなされ、東京便も、それまでの4往復から3往復態勢となり現在に至ります。新型コロナが収束し東京便の利用者数も回復基調にある今、4往復態勢の復便のためには、現在の3往復態勢の下で、さらなる利用者数の増、搭乗率のアップといった実績を出した上で初めて、ANAとの協議、交渉になると思います。そのために、これまで以上に積極的に利用促進策を講じるべきと考えますが、今後どのように取り組んでいくのか田中交通政策局長にお伺いいたします。

最後に、富山空港の愛称の変更についてお伺いいたします。

今ほど述べましたが、東京便の復便のために、そして富山空港の活性化のためには、利用者数の増が必要であり、いわゆるリピーターだけでなく新たな利用者の掘り起こしが重要であります。

これまでも多くの先輩議員の方々が主張されてこられました、最大のターゲットは飛騨高山方面の方だと思います。現状では、中部国際空港セントレアに流れている方々が多いのではないかと推測されますが、まずはインバウンドを引き込むことにより富山空港を自分たちの空港と認識いただければ、富山空港の広告塔となりアウトバウンドの増加にもつながるものと考えます。

報道によれば、先般の岐阜県知事との懇談の場で、新田知事より富山空港の愛称を変えることについて発言され、古田知事は、利用

の間口を広める意味では愛称変更はよい方向であり、利用者、地域住民の理解が重要との認識を示されたとのことことです。

そこでお伺いします。飛騨高山方面の方々に富山空港を自分たちの空港と認識していただき、積極的な利用を促す上でも、富山空港の愛称を、現在の「富山きときと空港」から知事が提案された「富山・飛騨高山空港」に変更すること、その手続を進めるべきと考えますが、知事の所見をお伺いし私の質問を終わります。

御清聴ありがとうございました。

○議長（山本 徹）新田知事。

〔新田八朗知事登壇〕

○知事（新田八朗）立村好司議員の御質問にお答えします。

まず、大規模災害時の応援職員についての御質問にお答えします。

大規模災害発生時には、県民の生命と財産を守り被害を最小化するため、迅速な災害対策業務が実施できるよう、平時からその業務に従事する職員を全庁的に動員できる体制を整備しておくことは、私も重要だと思います。

現在、能登半島地震に係る災害対応検証会議を実施しております。1月1日の災害対策要員等の参集や初動対応について、緊急参集職員である災害対策要員——各部局連絡員ですが、想定の参集職員数900名の9割を超える843名の災害対策要員などが参集し、県内市町村の被害状況や応援要請等の調整を行った一方で、地震に加えて津波警報が発表されるなど厳しい条件が重なったことから、参集職員の業務内容や指揮命令系統が不明確であるなど、参集直後は若干の混乱があったことは事実であります。災害対応や被災自治体への応援経験のある職員が必要と痛感をしました。



今回の能登半島地震を踏まえて、県庁全体の災害対処能力の向上を図るため、防災士養成研修に県職員枠を設け、職員の知識の習得や防災活動の継続的な経験の蓄積を目的とした事業を9月補正予算案に計上させていただいております。

危機管理局に在職している職員を、異動後も一定期間、大規模災害時の応援職員として位置づけることについては、災害対応検証会議でも御意見が出ております。整備を進めているところであり、災害対処能力の維持強化に努めてまいりたいと思います。御提案ありがとうございます。

次に、青少年健全育成条例についての御質問にお答えします。

近年、インターネット利用の低年齢化などを背景に、SNSで知り合った相手と会って被害に遭う事例が多発していることから、令和5年の刑法改正で面会要求罪が新設され、わいせつ目的で16歳未満の子供に金銭の提供を約束して面会を求めるなどの行為が禁じられたところです。

面会要求罪では、性的行為に関する自由な意思決定の前提となる能力に欠け、性犯罪の被害に遭う危険性が高い16歳未満を保護対象としておりますが、全国的に見れば、16歳や17歳を含む高校生などがSNSを介して犯罪に巻き込まれるケースが、被害児童の半分程度を占める状況にあります。こうした現状から、高校生などを保護対象とする条例改正を進めている県もあります。

一方で、法で定める保護対象を条例により18歳未満に引き上げることは、16歳未満の人は性的行為に関する自由な意思決定の前提となる能力に欠けるため性犯罪の被害に遭う可能性が高いという理由で定められた16歳未満という規制範囲を拡大することにもなるため、

条例改正に慎重な意見もあると聞いております。

本県としては、今後、全国的な動きも注視しながら、学識経験者や教育、青少年関係団体から成る青少年健全育成審議会の御意見を伺いながら、青少年保護対策の強化について、議員御指摘の条例改正の必要性も含めて検討してまいりますとともに、大切なことは、子供たちが被害に遭ったり事件に巻き込まれたりしないように、あらゆる方法を講じていくことを引き続き続けていきたいと考えております。

私からは最後ですが、富山空港の愛称についての御質問にお答えします。

「富山きときと空港」という愛称は、平成24年11月に、置県130年の記念事業の一環として公募され決定をされました。その後、これで10年余り経過し、一定の愛称の役割を果たしてきたと考えております。

このため、令和4年度に、この愛称について県政世論調査を通じて満足度などの把握を行いました。調査結果では、愛称を見直すべきという意見は多数ではありませんでした。その時点では多数ではありませんでした。

7月に富山空港で行いました古田岐阜県知事との懇談では、飛騨地方から最も近い空港である富山空港を活用した観光誘客について提案し、合意をしました。その中で、古田知事からは「飛騨地方を中心として、岐阜県の北の玄関口としての富山空港の利便性のよさを大いにアピールしたい」という御発言があったほか、愛称変更についても「十分検討に値するテーマですね」とお答えを頂いたところです。

現在、富山空港が、親しまれ、にぎわいを創出し、活性化が図られるよう、混合型コンセッションの導入準備を進めています。愛称はその中でも大事な部分であることから、空港の機能向上、サービス拡充などの民間活力導入効果をさらに高める方向で検討していきたいと考えます。

○議長（山本 徹）武隈危機管理局長。

〔武隈俊彦危機管理局長登壇〕

○危機管理局長（武隈俊彦）私からは、防災士組織の設立と加入促進についての御質問にお答えします。

能登半島地震を受けまして、防災士への県民の皆さんの関心は非常に高まっており、今年度の防災士養成研修は、一般受講者120名の枠が募集開始から僅か10日間で定員に達しました。このため、研修の回数を2回、定員を240名増やしまして、防災士の養成を拡充するための補正予算案を今議会に提出し、地域防災力の向上を加速化することとしております。

また今回の地震では、どのように活動してよいか分からなかったという防災士の方もおられたことから、こうした課題を踏まえまして、今年度新たに、防災士の資格取得者を対象として、避難所の開設・運営や実際の災害対応など被災地の教訓等を学ぶスキルアップ研修を開催することとしております。

防災士が日頃から顔の見える関係を築き、活動の好事例などを共有して知識や技能を高め合い防災士活動を充実させる上で、防災士のネットワーク化が有効と考えております。現在、県防災士会の会員は8月末現在で400名となっております。また、8つの市町で防災士組織が結成されており、その加入者数は各市町村に確認しまし

たところ890名となっております。この中には重複加入の方もおられまして、その状況が不明であるためにあくまでも参考の数字となりますけれども、組織加入者の割合は県内防災士の約33%でありまして、県全体の防災力の向上のためには、さらなる組織の設立と加入促進が必要と考えております。

県としては、今後、防災士同士が交流できる機会をさらに増やすとともに、県防災士会や各地域の防災士組織の活動を紹介するなど、県防災士会や市町村と連携して、防災士組織の設立と組織への加入促進、活動の活発化などにつながる支援策に取り組んでまいります。

以上でございます。

○議長（山本 徹）竹内生活環境文化部長。

〔竹内延和生活環境文化部長登壇〕

○生活環境文化部長（竹内延和）私からは2問、まず熱中症対策に係る御質問にお答えをいたします。

本年4月の改正気候変動適応法の施行によりまして、重大な健康被害が生じるおそれがある場合に熱中症特別警戒アラートを発表すること、また、発表時に誰でも休息できる施設をクーリングシェルターとして市町村が指定することができるということとされております。

これを受けまして県では、アラート発表時に県の関係部局や市町村へ速やかに情報提供する一斉メールシステムを開設し、また市町村と連携しクーリングシェルターの指定を進め、現在208の施設が指定をされております。

令和5年に国が定めました熱中症対策実行計画におきましては、関係府省庁、地方公共団体や事業者等の熱中症対策における役割と

ともに、学校等の教育機関、職場、スポーツ施設や農作業場等における具体的な施策が定められております。

また、熱中症特別警戒アラートの発表時には、各所管府省庁等が、外出やイベントの中止、職場でのリモートワークへの変更の判断や、屋外や農業用ハウス内での農作業の中止・延期の検討等を、直接または関係機関を通じて呼びかける取扱いとなっております。その際、都道府県、市町村は、関係団体等と連携して地域住民への発信等を行うこととされております。

県といたしましては、まずは、こうしたアラート発表時の県、市町村の定められた役割について、市町村担当者会議等におきまして再確認したいと考えております。その上で、当該役割を踏まえた上で、さらに必要または効果的な対応や活動がないか検討することについても、市町村と協議してまいりたいというふうに考えております。1問目は以上でございます。

次に、文化・スポーツ施設予約システムの御質問についてお答えをいたします。

御質問のシステムは、文化・スポーツ施設などの公共施設の利用予約の利便性を高めるため、今年度新規事業として、県と市町村共同による施設予約システムの導入を全市町村に呼びかけてきておりまして、運用開始予定の令和7年度は富山市、高岡市、朝日町の2市1町に参画いただけることとなりました。

このシステムは、利用者にとっては、スマートフォンやパソコンなどから施設の検索、空き状況の確認、利用の申込みや変更手続き等が行え、また施設管理者側にとりましても、予約管理や利用料金の収納事務が簡便かつ正確性が増すなどの効果があるというふうに考

えております。

現在、プロポーザルで契約候補者となりました事業者と、仕様について協議を進めております。今後、各自治体の既存システムからのデータ移行や試験運用を経て、来年4月の本格導入を目指しております。

御質問にもございましたが、富山市総合体育館の改修期間中は、県総合体育センターの利用増加が見込まれるというふうに私どもも考えております。そのため、日頃、県総合体育センターを利用させていただいておりますスポーツ団体等を含め、今後、利用調整を図っていくことが必要だというふうに考えております。

また、一般利用者の皆様には、導入するシステムの利用をPRするなど県や市の施設の有効かつ円滑な利用を促し、県民のスポーツに親しむ環境が損なわれないように努めたいというふうに考えております。

なお、今回のシステムは、登録施設を追加できる設計となっております。運用開始以降も他の市町村の皆さんに参画を呼びかけ、また県のほかの施設の登録も検討し、利便性のさらなる向上に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

以上でございます。

○議長（山本 徹）高木警察本部長。

〔高木正人警察本部長登壇〕

○警察本部長（高木正人）私からは2問お答えいたします。

まず初めに、改正道路交通法の内容の周知の取組についてお答えいたします。

議員御指摘のとおり、改正道路交通法——道交法ですけども、本

年11月1日に施行され、自転車運転中の携帯電話使用など、また酒気帯び運転の罰則適用等が行われることとなります。

議員御指摘の自転車運転中の携帯電話使用等につきましては、これまでも、当県も含め各都道府県の公安委員会規則により禁止されていたところでございます。これが新たに、自動車と同様に道路交通法上の罰則が適用されることとなり、公安委員会規則に比べて罰則が強化されるということでもあります。

また、自転車の運転中の酒気帯び運転、またこれを助長する行為——車両の提供、酒類提供、同乗といった行為でありますけども、これにつきましても自動車と同様に道路交通法上の罰則が適用されることとなりました。

自転車は、誰もが手軽に利用できる移動手段であります。今回の改正内容については、議員が御指摘されたとおり、県民にしっかりと周知を図ることが重要であるというふうに考えております。

本改正内容につきましては、国による周知に加えまして、県警察においても、県警察が作成したチラシを含む啓発用チラシなどを、中学、高校といった県内の教育機関、または関係機関・団体に配布し周知をしてまいったところでもあります。また、県警の公式SNSによる情報発信、あるいは交通安全教室や交通安全キャンペーンでの啓発等、様々な機会を利用した周知を行っております。

また、私自身、8月末にプレス公開で行われました本年度第2回「ワンチームとやま」連携推進本部会議におきまして、本改正内容を含む交通事故防止対策につきまして説明をさせていただいたところでもあります。さらに、まさに今月21日から始まる秋の全国交通安全運動におきましても、本改正内容等について県民への周知を図っ

てまいりたいと考えております。

県警察では引き続き、ヘルメットの着用徹底と併せまして、あらゆる機会を活用して本改正内容等の周知、これを図ってまいります。特に自転車利用の多い中学生、高校生、また酒類を提供する飲食店などに対しても、関係機関と連携を密にしながら周知を図ってまいりたいと考えております。

2番目でございますけども、ドローンの交通指導取締り等での活用方法についての御質問への回答でございます。

本年、ドローンを活用した交通指導取締りを含む様々な交通安全対策について、県警察において検討また活用を行ってきたところがあります。

まず、ドローンを活用した交通指導取締りにつきましては、検討の結果、一時不停止また信号無視などといった局所的な交通違反につきましては、運転手や違反車両の特定などに課題がありまして、現時点では難しいと考えております。

一方で、集団での暴走運転、また車間距離を詰めて進行を妨害するあおり運転等につきましては、ドローンを活用して上空から違反状態を撮影することによりまして違反の立証が可能となる場合もございます。継続して活用の検討を行っているところであります。

加えまして、本年1月の能登半島地震の発災に際し、国道359号の崩落状況を上空から確認するためにドローンを活用したほか、4月には、富山市下飯野地内の小学校通学路の交差点、また横断歩道における上空からの交通監視活動にも活用しているところであります。

さらに県警察では、現在、警察庁とも連携を図りながら、交通事



故の現場における計測や見取図の作成などにもドローン映像を活用して捜査の迅速化等を図ることも検討しておりまして、特に複雑な道路形状の場合には効果が発揮できるものと考えております。

県警察としては、引き続き、交通安全対策におけるドローンの幅広い活用の検討と機能的な運用に努めてまいり所存であります。

○議長（山本 徹）有賀厚生部長。

〔有賀玲子厚生部長登壇〕

○厚生部長（有賀玲子）私からは2問についてお答えいたします。

まずは、地域で介護施設を支える仕組みづくりについてでございます。

県では、施設周辺にお住まいの元気な高齢者の方に、身体的介助を伴わない周辺業務を担っていただく介護助手として活躍いただくために、県社会福祉協議会に専任のコーディネーターを配置し、介護施設や高齢者の通いの場などに直接出向いてニーズを把握するなど、地域の実情に応じた就労マッチングの支援に取り組んでおります。

また、令和3年度から3年間、県内の介護福祉士養成校の学生の発信力等を活用して、地域を限定して住民等を対象とした勉強会、交流会を開催し、介護に対する理解促進を図るモデル事業を実施したところであります。

さらに本年度は、この事業の成果を踏まえ対象地域を拡大して、「地域からの介護人材参入促進事業」に取り組んでおり、住民への出前講座を実施し、興味を持っていただいた高齢者等に対して、介護に関する基礎知識や基本的な介護の方法を学ぶ入門的研修を実施し、介護人材の掘り起こしを図っているところであります。

引き続き、市町村や事業所、養成校等と連携して、地域の実情に応じた多様な人材の確保、定着に取り組んでまいります。

続きまして、生活保護世帯におけるエアコンの購入等に係る費用の支給基準についてでございます。

県内の新規生活保護申請件数は、令和3年度は744件、令和4年度は779件、令和5年度は714件となっております。また、被保護世帯数は、令和3年度は3,504世帯、令和4年度は3,626世帯、令和5年度は3,703世帯と微増となっております。

生活保護制度において、エアコンの購入費用については平成30年度に要件が緩和され、一時扶助として一定の要件のもと家具什器費の対象となっておりますが、保護開始時にエアコンを持ち合わせていない場合、災害により喪失し他制度からの措置がない場合などの特別な事情がある場合に限られており、修理や買換えについては対象外となっております。

なお、支給対象とならない世帯に対しては、社会福祉協議会の生活福祉資金貸付の利用で購入や修理をすることができるということから、県や市の福祉事務所において購入等に向けた家計管理に係る助言指導を行うなど、各世帯に寄り添った対応を行っております。

今後とも制度の周知に努めるとともに、市町村の状況を把握して、必要に応じて国への働きかけを検討してまいりたいと思っております。

私からは以上です。

○議長（山本 徹）金谷土木部長。

〔金谷英明土木部長登壇〕

○土木部長（金谷英明）私からは2問。まず、堤防の報償草刈りの御

質問についてお答えをいたします。

県が管理する河川堤防などの草刈りは、令和5年度におきまして、全体面積のうち8割を超える約710万平方メートルを、地元の町内会など499の団体が報償草刈制度を活用し、行っていただいております。

近年、各団体からは、担い手不足や高齢化が課題となっていると伺っております。このため県では、作業される方の負担を軽減し報償草刈りの継続を図るため、ラジコン型の草刈り機械を7台導入いたしまして、今年度から試行として、団体に機械の燃料代等は御負担いただいておりますけれども、無料で貸出しを始めたところでございます。

これまで14の団体に草刈り機械を御利用いただいております、利用団体からは、「使い勝手がよく楽になった。高齢者でも扱えた。来年も利用したい」など、おおむね好意的な御意見があった一方で、「草が繁茂する6月の週末に利用を希望したけども、他の団体と重複し希望日に借りられなかった。貸出期間を限定せず秋以降も機械を貸し出してほしい」という声もあったところがございます。

今後、こうした団体の意見を踏まえ、より多くの団体に草刈り機械を御利用していただけますよう、貸出期間や希望日の調整など運用方法の工夫、また各団体への普及啓発、そして草刈り機械を導入していないセンターもございますので、そういうセンター等で導入に向けた検討を進めてまいりたいと思っております。

引き続き、報償草刈制度を活用し、地域の皆様の御協力をいただきながら適切な河川管理に努めてまいります。

次に、内水氾濫の御質問についてお答えをいたします。

近年、全国的に記録的な集中豪雨が発生しており、市街地における内水氾濫の対策が求められております。県内では、富山市が気候変動の影響を踏まえ、令和4年度から富山市浸水対策基本計画の見直しを進めておりまして、県からも担当課長が委員として参画をし検討を行っております。

市では、婦中町の速星地区など、富山市内約9,000ヘクタールにおきまして、内水氾濫対策にもなる公共下水道事業を計画しております。この区域の中で、優先的に対策を実施すべき箇所を抽出し、道路の冠水、床下・床上など浸水危険度を特定するため、浸水実績に加え、主要な管渠や水路などの水の流れの調査等を行っております。富山市の浸水対策基本計画検討委員会のほうでは、これらのデータを踏まえましてハード対策の整備方針などが整理をされておるところでございます。

また、この委員会では、早期の浸水対策をハード対策だけで実施していくことは困難であるとしておりまして、市民が自発的な土のうの設置やあるいは早期の避難などを実施できますように、ウェブ上で公開しております準用河川などの水位の情報を、現在の8か所から追加するなどのソフト対策も検討されているところでございます。今後、計画の見直し案につきまして、パブリックコメントなどを行いまして、策定そして公表される予定というふうに伺っております。

県といたしましては、婦中町で実施している坪野川の改修を鋭意進めますとともに、引き続き富山市の計画見直しに協力するほか、治水に関わりますそれぞれの関係者と連携を図り市街地の治水対策に努め、地域住民の安全・安心な暮らしの確保に取り組んでまいり

ます。

以上であります。

○議長（山本 徹）田中交通政策局長。

〔田中達也交通政策局長登壇〕

○交通政策局長（田中達也）最後に、東京便についての御質問にお答えします。

富山－東京便については、令和5年度の利用者は前年度比26.7%の増となる25万1,823人、搭乗率は前年度比13.7ポイント増の70.8%まで回復しました。利用者の回復については、令和4年にANAホールディングスと包括連携協定を締結し、取組を進めてきた効果が出てきているものと認識しております。

具体的には、乗り継ぎ可能な区間の大幅拡充による全国各地とのアクセス向上、飛行機利用のほうが利便性が高い九州・四国でのプロモーション、ANAとの共同による搭乗キャンペーンが挙げられます。

1日4往復に向けてはさらなる利用促進が必要と考えており、以前から充実、改善を求める声のあった富山空港サポーターズクラブ強化事業を、今年度の官民協働事業レビューの対象事業としました。

レビューにおいては、空港サポーターズクラブのアプリについて、周知の課題やプッシュ通知の必要性など利用者の視点で御意見を頂いております。また、法人利用に向けても、利用する側の目線で見直しが必要との御意見を頂き、空港サポーターズクラブがより有効に活用されるよう抜本的改善が必要と評価されました。

このことから、今後、事業内容を大幅に見直すこととしており、見直しに当たっては、さらなる利用促進につながるよう取り組んで

まいります。

○議長（山本 徹）以上で立村好司議員の質問は終了しました。